

# セーフティネット保証等の認定にかかる「郵送申請の実施」について

◎ 大阪市では、新型コロナウイルス拡大防止の観点から、郵送による申請受付を一部実施しています。

➤ 「4号」「危機関連（6項）」を申請される方 ⇒ 原則、郵送申請のみの受付となります。

➤ 「5号」を申請される方 ⇒ 指定業種と非指定業種を確定する必要がありますので、来館による申請のみとなります。  
 なお、来館による申請は、原則、お電話にてご予約のうえ、事業者である申請者本人または経理担当者など経営内容を説明できる方がお越しくください。（金融機関による代理申請はできません。）

- 標準処理期間：大阪市への書類到着後、不備がない場合、5営業日程度を目途に、発送いたします。
- ・ 書類に不備がある場合、不備のある書類を返送し修正していただくことがあります。
  - ・ 要件を満たさない場合や認定審査ができない申請については、書類をすべて返却することがあります。

## 申請フロー

